

議案第16号

山都町服掛松キャンプ場条例の一部改正について

山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

ロッジ建築工事による施設数量の変更に伴い、施設数量と使用料を改めるため、山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町服掛松キャンプ場条例の一部を改正する条例

山都町服掛松キャンプ場条例（平成17年山都町条例第127号）の一部を  
次のように改正する。

別表第1 ロッジの項中「10棟」を「5棟」に改める。

別表第2 ロッジの項中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山都町服掛松キャンプ場条例(平成17年条例第127号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第2条、第5条関係)			別表第1(第2条、第5条関係)		
施設名	数量	使用時間	施設名	数量	使用時間
田舎風ロッジ	3棟	15時00分から翌日10時30分まで	田舎風ロッジ	3棟	15時00分から翌日10時30分まで
センターハウス	1棟	9時00分から18時00分まで	センターハウス	1棟	9時00分から18時00分まで
高級ログハウス	2棟	15時00分から翌日10時30分まで	高級ログハウス	2棟	15時00分から翌日10時30分まで
ログハウス	6棟	15時00分から翌日10時30分まで	ログハウス	6棟	15時00分から翌日10時30分まで
ロッジ	10棟	15時00分から翌日10時30分まで	ロッジ	5棟	15時00分から翌日10時30分まで
オートキャンプサイト	27箇所	12時00分から翌日12時00分まで	オートキャンプサイト	27箇所	12時00分から翌日12時00分まで
オフロードコース	1箇所	10時00分から16時00分まで	オフロードコース	1箇所	10時00分から16時00分まで
フリーテントサイト	10,000m <sup>2</sup>	12時00分から翌日12時00分まで	フリーテントサイト	10,000m <sup>2</sup>	12時00分から翌日12時00分まで
野外ステージ	1箇所	9時00分から21時00分まで	野外ステージ	1箇所	9時00分から21時00分まで
アスレチック施設	1箇所	9時00分から18時00分まで	アスレチック施設	1箇所	9時00分から18時00分まで
コンビネーション遊具	1箇所	9時00分から18時00分まで	コンビネーション遊具	1箇所	9時00分から18時00分まで
休憩棟	1棟	9時00分から18時00分まで	休憩棟	1棟	9時00分から18時00分まで
東屋	2棟		東屋	2棟	
展望所	1箇所		展望所	1箇所	
遊歩道	1箇所		遊歩道	1箇所	
炊飯棟	5棟		炊飯棟	5棟	
特産品販売所	1箇所		特産品販売所	1箇所	
管理棟	1棟		管理棟	1棟	

別表第2(第13条関係)

区分	使用料上限額	備考
入場料1日	500円	
田舎風ロッジ	30,000円	
高級ログハウス1棟	30,000円	
ログハウス1棟	20,000円	
ロッジ	<u>10,000円</u>	
キャンピングカー	10,000円	
オートキャンプ	10,000円	
フリーオートキャンプ場	10,000円	
オフロードコース使用料	5,000円	
研修室	2時間まで 5,000円	30分増すごとに500円以内
温水シャワー使用料	500円	
バーベキューハウス1回	5,000円	
テント持込料1人	1,000円	
テント持込料2人以上	3,000円	
タープ持込料	1,000円	

別表第2(第13条関係)

区分	使用料上限額	備考
入場料1日	500円	
田舎風ロッジ	30,000円	
高級ログハウス1棟	30,000円	
ログハウス1棟	20,000円	
ロッジ	<u>20,000円</u>	
キャンピングカー	10,000円	
オートキャンプ	10,000円	
フリーオートキャンプ場	10,000円	
オフロードコース使用料	5,000円	
研修室	2時間まで 5,000円	30分増すごとに500円以内
温水シャワー使用料	500円	
バーベキューハウス1回	5,000円	
テント持込料1人	1,000円	
テント持込料2人以上	3,000円	
タープ持込料	1,000円	